

「福島県循環型社会形成に関する条例」体系図

目的 現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること(第1条)

< 循環型社会とは >
 適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会(第2条)

循環型社会形成推進計画 (第10条)

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進

県の責務(第6条)
 事業者の責務(第7条)
 県民の責務(第8条)

循環の理念

1 自然循環の保全 (第3条)

・大気、水、土壌、生物等間の物質循環が健全に保全されること

- (1) 森林の保全、整備等 (第11条)
- (2) 持続性の高い農業生産方式の普及等 (第12条)
- (3) 水産資源の適切な保存、管理等 (第13条)
- (4) 健全な水の循環を保全するための総合的な管理 (第14条)
- (5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全 (第15条)
- (6) 野生動植物の保護 (第16条)
- (7) 緑化の推進及び緑地の保全 (第17条)
- (8) 自然再生の推進 (第18条)
- (9) 県の工事等における健全な自然循環への配慮 (第19条)

関連する施策

2 - (1)(2)(7)(8)

2 適正な資源循環の確保等 (第4条)

・再生可能な資源が再生可能な範囲で持続的に利用されること、及び地域内でのその利用が促進されること
 ・再生不可能な資源の消費が抑制されること
 ・廃棄物等の発生が抑制されること
 ・循環資源の循環的な利用が促進されること及び適正な処分が確保されること

- (1) 資源及びエネルギーの消費の抑制 (第20条)
- (2) 新エネルギー利用等の促進 (第21条)
- (3) 環境への負荷を低減するための交通の円滑化 (第22条)
- (4) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の促進 (第23条)
- (5) 事業者による循環型社会の形成への取組の促進 (第24条)
- (6) 環境物品等への需要の転換の促進 (第25条)
- (7) 地産地消の促進 (第26条)
- (8) バイオマス製品の使用の促進 (第27条)
- (9) 産業廃棄物の適正な処理 (第28条)
- (10) 環境の保全上の支障の防止及び除去等 (第29条)

関連する施策

1 - (1)(2)(3)

3 心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換 (第5条)

・環境への負荷が低減された生活様式・行動様式への転換が図られること

- (1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等 (第30条)
- (2) 県民等の自発的な活動の促進 (第31条)

関連する施策

1 - (6)(7)
 2 - (1)(2)(3)(4)(6)(7)

< 4 共通の施策 >

- (1) 調査の実施 (第32条)
- (2) 科学技術の振興 (第33条)
- (3) 経済的措置 (第34条)

適切な役割分担及び超学際的な連携等 (第9条)

自然と人が共生する循環型社会の形成

(前文)